

議案第49号

岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について

岩倉市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「満たした者」を「満たしたものに改め、同条第2号中「されている者」を「されているものに改め、同条第5号中「該当する者」を「該当するものに改め、同条第6号中「第5条」を「第5条第1項」に、「所持している者」を「所持しているものに改め、同条第7号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第3条の2第1項中「、施設又は住居」を「又は施設」に、「、入院」を「入院」に、「したことを「をしたことに、「受給資格者」を「、受給資格者」に改め、同条第2項中「受給資格者」を「、受給資格者」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「受給資格者」を「、受給資格者」に改め、同条第1号中「その者が高齢者の医療の確保に関する法律」を「その者が同法」に、「は除く」を「を除く」に改める。

第5条第1項中「当該療養に要する」を「当該医療に要する」に改め、同条第2項中「は、除く」を「を除く」に改め、同条第4項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額」を「診療報酬」に、「算定した額」を「算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）」に改める。

第6条第1項ただし書中「精神障害者」を「精神障害」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第2項中「精神通院医療」を「精神通院医療を受けた場合」に、「について診療、薬剤」を「において、診療、薬剤の支給」に、「当該医療機関等」を「、当該医療機関等」に改める。

第7条第2項中「市長」を「、市長」に、「受給資格者」を「、受給資格者」に改める。

第8条中「氏名」を「、氏名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。